



平成23年8月12日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」について

東日本大震災財特法に基づく措置の対象となる「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」について、関係省庁や地方公共団体による被害把握の進捗等を踏まえ、追加指定を行うため、政令の一部改正が閣議決定されました。

I 政令の概要

今回の政令で追加された市町村は以下のとおりです。

1. 特定被災地方公共団体（法第2条第2項）：地方公共団体等に対する特別の財政援助の対象となる地方公共団体

北海道： 2町（広尾郡広尾町、厚岸郡浜中町）
岩手県： 2市町（北上市、西磐井郡平泉町）
宮城県： 2町（刈田郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町）
福島県： 5市町村（本宮市、安達郡大玉村、河沼郡湯川村、東白川郡鮫川村、田村郡三春町）
茨城県： 3市町（下妻市、坂東市、稲敷郡河内町）
千葉県： 6市町（佐倉市、匝瑳市、印旛郡栄町、香取郡神崎町、山武郡大網白里町、長生郡白子町）

2. 特定被災区域（法第2条第3項）：被災者等に対する特別の財政措置の対象となる区域

茨城県： 1市（坂東市）
栃木県： 1市（佐野市）
埼玉県： 1市（久喜市）
千葉県： 4市町（匝瑳市、香取郡神崎町、山武郡大網白里町、長生郡白子町）

II 今後の予定

- ・ 8月17日（水） 公 布 （予定）

本件問い合わせ先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付
江坂、長瀬、川瀬
03-5253-2111（代表、内線 51205・51210） 03-3501-5408（直通）